

議案第 37 号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養親族の認定) 第20条 次に掲げる者は、扶養親族とすることはできない。 (1) [略] (2) 勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得の合計額が年額130万円以上 <u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）</u> である者 (3) [略]	(扶養親族の認定) 第20条 次に掲げる者は、扶養親族とすることはできない。 (1) [略] (2) 勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得の合計額が年額130万円 <u>程度</u> 以上である者 (3) [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員給与条例の規定は、令和8

年4月1日から適用する。